

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成28年5月9日 21時40分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市岩井埼南東方沖 岩井埼灯台から真方位146° 0.5海里付近 (概位 北緯38° 49.3′ 東経141° 36.5′)
事故の概要	漁船十八幸進丸は、西進中、わかめ養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成28年5月16日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 十八幸進丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	MZ2-30077（漁船登録番号）、有限会社中村水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 ロープの切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、はえ縄漁の操業後、気仙沼市気仙沼湾西湾口付近に向け、船長が単独で操船を行い、自動操舵により西進していた。 船長は、背もたれの付いた椅子に腰を掛けて操船を行っていたところ、居眠りに陥り、変針予定場所を通過したことに気付かず、衝撃を感じて目覚め、わかめ養殖施設に進入したことを知った。 本船は、プロペラにわかめ養殖施設のロープが絡まり、来援したダイバーによりロープが切断され、タグボートにえい航されて気仙沼市気仙沼漁港に着岸した。 船長は、操業による疲労を感じていた。
分析	本船は、気仙沼湾西湾口付近に向けて自動操舵で西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、わかめ養殖施設に進入してプロペラに同施設のロープが絡まり、同施設が損傷したものと考えられる。 船長は、操業による疲労が蓄積し、また、背もたれの付いた椅子に腰を掛けて操船を行っていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、気仙沼湾西湾口付近に向けて自動操舵で西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を

	<p>通過し、わかめ養殖施設に進入してプロペラに同施設のロープが絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本船は、本事故後、次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none">・他の乗組員と複数で当直を行うこととした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・操船中に眠気を感じた場合は、窓を開けて外気に当たったり、椅子から立って身体を動かしたりするなどして眠気を払うこと。